

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和 7 年度第 2 回 相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会		
事務局 (担当課)		こども・若者未来局 こども・若者政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 1 5 (直通)		
開催日時		令和 7 年 9 月 5 日 (金) 午後 6 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで		
開催場所		市役所本庁舎本館 2 階 第 1 特別会議室		
出席者	委 員	1 0 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人		
	事務局	1 1 人 (こども・若者未来局長ほか 1 0 人)		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由		公開		
会議次第		1 開 会 2 議 題 (1) 保育所の新設について (2) こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の認可について 3 閉 会		

1 開会

次第に沿って進行された。

2 議題

(1) 保育所の設置認可(保育所新設)について

事務局から資料の説明があった後、意見や質疑応答があった。

(笹野委員) こども・若者未来局に聞くことではないかもしれないが、このマンションの価格帯とか、入居世帯に措置見込み児童みたいなものがどのくらいいるかというのは、あらかじめわかっているか。

(事務局) マンションの戸数から、大体50から60名弱ぐらいの保育需要があると考えている。

(笹野委員) こういった新築の大規模マンションのようなケースでは、マンションの入居者向けの保育所のようなイメージもあるかと思うが、そうではないということではよいか。このマンション以外からでも入所をされると思うが、今の状況ではおそらくよそから入りにくいだろうなと少し思った。また、保育所の建物が借用であるので、経営者の方が建設したわけではないことから、最初から保育園が設置されることありきでマンションの建設がされたということか。

(事務局) この保育所自体は、今回公募させていただいたものであるが、必ずしもこの新しく建設されるタワーマンションの中になければならないということではない。公募の要項としては、相模大野1丁目から6丁目という立地で公募し、手を挙げていただいた法人を選考した中で、このマンションの中にある保育所を選考したというものである。

(笹野委員) 要するにこのマンションに保育所を作るということありきで、マンションが建てられ、そこが選考されたということではないのか。あくまでも、公募自体は相模大野1丁目から6丁目の中のどこかで保育所を設置するというのが条件で、このマンション自体がその区域に入っているので、そこに建てるという法人が選考されたということではよいか。建物については、民間の建物を借りてということはいくらでもあると思うが、今回のようにマンション建設の段階で、商業棟のところに入る施設であるということからして、建設途中からそこに何ができるかということありきになってるはずだと思う。そのマンションを購入する人の条件になっているのかどうかは不明であるが、そうなんだろうと感じる部分もある。そういったことが、今後どのように影響するのかというのが少々、借地で建物も借りているので、マンションそのものの、例えば管理組合とか、入居者の状況等の事情によって、建物自体のそういう所有の区分であるとか、今後のあり方とかによって、状況が変わってくるようなこともあ

ろうかと思う。例えば、商業棟管理がどのようになっているかはわからないが、そういった事情に影響される保育所というのは、あまりないと思ったので、あえて危惧するところを探せば、そのぐらいかというふうに思った次第である。それ以外の保育の内容とかについては詳しくはわからないが、この条件であれば問題ないと思った。ただ、先ほど申し上げたような部分というのは、ある意味、将来の話になるけれども、不確実なというか、測り切れないところがあるのかなと思ったので発言した。

(佐藤委員) 私からは3点質問がある。今回の資料1と資料2に関係すると思うが、資料2で、どういう待機児童数があるか、ということについて、事務局から大体60名ぐらいを見込んでいるという話があった。おそらく、何らかの根拠があつての回答だと思うが、私が考えるこのマンションの価格帯は8,000万円ぐらいが主なのではないかと。8,000万円ということは、毎月、住宅ローンを返していくと思うが、1人で払うとなると、月収が、70万円か80万円くらいでないちょっと難しいだろうと感じる。もし2人で稼いでいたとしても、誰にでも手が届くようなものではないと思っていた中で、需要見込みを60名という話があったので、そのように積算した根拠をお聞きしたい。それから、前回もあつたように、大野南地区と市内の他の地区では待機児童の格差があるということであるが、今後の推移や、展望ということも考えて、見通しはどのように持たれているのかということが一つ目の質問である。

二つ目の質問としては、認可についてここで云々ということはないが、資料2には書かれてない調理室はどの程度のものがあるのか。とても大事な部分なので、どうなってるのかということが二つ目の質問。

三つ目は資料3であるが、保育内容の0歳からの下の記述は、保育所保育指針に、大体発達に沿って書いてあると思うが、イの保育方針の三つ黒い三角があるが、黒い三角の一番、タイトルに、「正しい考えを持った子供」、その下には、「子供は愛され理解されたがっています。話を聞く、同じ目線に合わせる関心を払う。大人が実践することで子供は愛されると実感します。」とある。このタイトルと、この内容は申し訳ないが一致してないというか、これは何をもとにしてこう書いてあるのかという感じがする。今後どんな保護者が入ってくるのかはわからないが、保育内容はさることながら、どのような保育をしていくのかとなったときに、ここに書いてあることと、どう運営していくのかといった運営の方針についても、少し心もとない感じがしたが、その辺もモニタリングしていく必要があるということを感じた。

(事務局) 保育需要については、実際は60名弱ぐらいかと考えている。以前同じ区域の高層マンションを建築した際の入居児童の数と、大野南地区の子どもの数の増減を見た中で、60名弱という数字を積算し、見通しを立てた。今後の見通しという部分については、市全体としても少子化が進む中においては、今年は利用申し込み者も、若干減るような形になった。これが今後も減っていくかは継続して見ていかなければいけないが、大野南地区について言えば待機児が非常に集中している。今回、このマンションの建築ということと、相模大野地域の既に存在する待機児童の状況を見た中

で、新規施設を設置させていただくということになっている。調理室に関しては、認可保育所については自園調理が義務となっているため、園舎内に厨房の広さでいうと大体 9 平米程度の調理室を設置する形で計画をいただいている。これはまだ図面の段階のため少し変更があるかもしれない。

(永保委員) ここで意見をしたところで、この決定が覆らないのは承知しているが、前回の相模大野の新設の某園のときにも申し上げた意見と全く同一の意見である。また園庭がない園を作るのかということが 1 点、それと、今回選考された法人の保育所の増やし方のペースが実態に合うのかということとはすごく心配である。きちんと職員数は確保できるのかそこが心配である。避難経路については、前回一番議論になったところの問題は、ここはそんなに危なくないかなということはあると思うが、何度も申し上げるが、保育の質を向上させるということを相模原市は口ではたくさん言っている、実際、園児が自分の力で主体的に環境を変えていい園庭、要するに園の中にある園庭がないというのは、他のいい点を幾ら積み上げても、それが 100 点満点だったら、園庭がないだけでマイナス 50 点だと思っていただきたい。そのぐらい園庭というのはとても大事なものである。そこをまた、園庭のないところをわざわざ認可するのか、ということ、議事録に書いていただきたいと強く申し上げる。園庭の無い園を新規に認可する市が保育の質の向上を語らないでいただきたい。

(神尾委員) 私も調理室のことであるが、調理員がいないということは、外部委託で入ってきて、自園で献立を立てるということはしないのかということをお伺いしたい。あと、やはり園庭のことが気になる。この相模大野の公園というのは、常々私立の園長会でも、いろんな園が複数園使っていて、かなりブッキングしてしまったり、市民の方々に迷惑をかけてしまったり、という話も聞いているので、その辺りが気になった。りとせさんのお散歩のヒヤリハットマップ、トイレには子供だけで行かせないとか、いろいろあるが、他園と利用する時の注意事項等が書かれていないのは、そこに集中しているということをご存知ないのか、もしご存知ないのであれば、市からここの公園には多くの園が集まってきますよということを事前にお伝えした方がよいのではないかと思います。

あともう 1 点が、縦割り年齢保育とことが書かれているが、まずその異年齢保育の何歳から何歳のくくりで異年齢保育をしようと思っているのかということ、あと 0 歳から 2 歳までの小規模はほぼ異年齢保育なんだろうとは思いますが、こども園の方でその異年齢保育の実績があるのかどうかということをお伺いしたい。

(事務局) まず調理員につきましては直営ということで、4 人の体制で調理をするということになっている。中央公園について密集を知っているかについては、すぐ近くに、今年の 4 月に開所した同法人の保育園も代替園庭として、中央公園を使っているの、この部分に関してはご承知されているはずである。ただ当然、混雑して危険ということもあるため、情報共有というような形でお伝えしたいと考えている。

(品川委員) やはり気になるのは園庭もこれはもう毎回のことだが、本当に質のいい

保育をしたいという場合には、やはりこどもは自然の中にいる、または思い切って遊べる場所があるというのが、すごく大事である。やはり園庭がある園とない園で子供が遊んでいる状況が全然違う。生き生きとして遊んでいる。公園があればいいじゃないか、それが国の基準だからそれでいいよといっても、周りに気を使いながらとか、いろんな条件でなぜ遊ばなければならないのか。本当の意味での子供の自由というのがない、それから、どこに行ってしまうかわからない、目が届かないところもあるかもしれないから、保育士も何人も行って目を光らせていなければいけないと、そういういろんなことがあると思う。それからこのヒヤリハットマップのパターン1は公園まですごく遠回りをするようになっていて。この間の危険箇所では交通量の部分も予想はできるがすごい交通量が多いところを、いくら歩道があるからといって、みんなおとなしく歩いていくかというのと、やはりその辺も危険はいっぱいあるのではないかな。せめて相模原市だけは、これからこういった大きい保育園、定員の多い保育園は、相模原市だけのルールであっても遊び場、すなわち園庭があるところを認可するというような考え方というのにも必要なのではないかな。国に従えば何でもいいじゃないかということではなく、相模原市は質のいい保育を目指しているということであれば、その辺り、国と違うルールを作ってもいいのではないかなという気がする。

それから心配なのは、いろんな保育園で話を聞くと、やはり保育士が少ないため、人材の仲介業者のようなところに頼むと、年間100万円程度かかるというような話も聞く。それを何とか市の方で、頼まなくてもいいようにする、色々な制約はあるのだろうが、何か保育士を確保するような方法はないのだろうか。私もわからないのだが、そこが何とかなれば、仮に市の援助等も減らすことができるかもしれない。やはり皆さん苦労していて、来てくれた人がすごくいい人であればいいが、仲介業者を通して来た人というのはすぐ辞めてしまう恐れがあるとか、なかなか園の方針に従ってもらえないけれども、クビにしたら保育士が足りなくなる。だから、もうむしろ保育士の言いなりになってしまっているというような、そんな話も聞いている。その辺を根本的に改善することについて、皆さんで考えるような場があるといいのではないかなと思った。

(竹下副会長) 定員60名という話であったが、スタート時は定員には充足しないと私は思っている。ボーノのところもそうであるが、ボーノの裏の駐車場のところの広い通路、自転車置き場から出てくるところに毎朝3園ぐらい園バスが待機してボーノの子供たちを集めて連れていくということがある。そうすると同様の考えでいくと、タワーマンションの中の子供たちを通わせるという前提でやるけども、おそらくそれでは充足できない、このタワーマンション在住ではない家庭からの募集をしていくということになると、朝送り届ける駐車場、というのは併設の商業施設の駐車場を送迎に利用するという前提であるか。それを市はどのように把握されているか。

(事務局) まず、今、この新築タワーマンションに居住している方を対象とした保育所という話があったが、今回の新園については、このマンションの居住者のお子さん

によって、周辺のお子さんの数が増えるというところはあるが、当然そこにお住まいの方に限定してるわけではなく、市内の方、場合によっては市外の方も含めて利用いただくという形になっている。駐車場については、法人の方で用意がないので、商業施設の駐車場を一時的に使うといった形になる。

(竹下副会長) それは商業施設が開く時間より前に駐車場が開放されてないと利用できないし、駐輪場も同様である。そのあたりは大丈夫なのかどうか。

(事務局) 実際にこの駐車場が何時から開くか、何時で閉まるのかというのを確認してはいない。マンションの駐車場や、いわゆる近隣のコインパーキングのようなものも同じかと思うが、利用する時点で使える駐車場をご利用いただくというような形になると思う。

(竹下副会長) 延長保育時間のお迎えの際に、駐車場がある園だと、そこに入る時の駐車券で時刻を刻印して、その時間が延長保育前に間に合っていればよい、というように連動してやっている園が多いのだが、駐車場に入るのは間に合ったが、それから、園に行くまでに時間がかかり、延長保育になってしまったと言って、その5分くらいのことでトラブルがあるということを聞くので、どのような契約になっているのかということをお聞きしたい。

(事務局) まず、駐車場の利用に関しては保護者の方に、法人からしっかりと伝えてもらい、利用に関するトラブル等が起きないように、法人への取り組みを求めている。また、1つ前に、品川委員から助成について、いわゆる派遣等や、就職のポータルサイトの利用についてお話をいただいたが、我々としてもなるべく自園での採用を支援したい。行政としてもそうだが、市内の保育士養成校2校、和泉短期大学と相模女子大学と、ハローワーク等としっかり連携をして、人材確保の部分については、危機感を持って進めたい。

(宮崎委員) 資料4の中の公園内の注意箇所ということで、中央公園に行ったことがないので様子がわからないが、今の時期のこの暑さの中で、緑がどのくらいあるのかや、暑さの対応をどうしていくのかと心配になる。夏の暑いときにはほとんど外に出られない時期も出てくるのではないかと。①に水辺の近くで滑りやすいとあるが、転落が心配である。ここには危険な場所が多くあると感じる。先ほどから皆さんから意見が出ているが、やはり園庭のない保育園の設置については、私も反対の意見を述べさせていただく。

(事務局) 暑さに関しては、まさにおっしゃる通りで、非常に暑い状況で、そもそも外にいられないということを聞いている。危険な箇所については、ここに記載されている以外にも当然危険な箇所があるので、例えば使っている園の中で危険箇所を共有する等考えていければと思っている。

(田川委員) 皆さんが言うように、園庭はすごく大事なのだなと思っている。この暑いさなかに外に出て遊べない。園庭があってもなかなか、この状況でこの公園にも行けないとなると、室内でずっと遊ぶようになるのか。そうになると、園庭を持ってる園

のこどもでも、暑いけど外で遊びたいという気持ちが、子供たちの中でもたまってくるのだと思う。園庭がないということで、遊ぶには公園に行かなきゃいけない、でも暑さ指数で出られないという時の対応策が、室内で遊ぶしかないということについてとても疑問に思っている。やはり、園庭のある保育園をぜひ設置していただきたいというのは、つくづく思っている。

(中安会長) 働いている保育士もイライラしてしまうとか、悪循環になっていく可能性もある。「子育てするなら相模原」とうたっているのに、質というか、環境もそうだが、人材に関しても、例えば研修をやりました、はい終わりました、ということでは全く効果がないと思う。魅力ある相模原市の保育作りということについて、質をどうするかを今後も検討していただきたい。

(事務局) 園庭については、我々も当然、あるのが望ましいというふうに思っている。国の方の基準も代替園庭はあくまでも園庭の設置が困難な場合において可としてるという形になるため、これは特例的なものだと考えている。待機児童がどうしてもこの相模大野地区に集中している中で、園庭がない園の認可が続いているが、我々自身も園庭の有無については非常に高い評価としていたものの、実際に園庭を持った園からの提案が残念ながら無かった。そうは言っても、あるべきだということについては当然我々も理解はしている。一方で、相模大野地区で待機児童と園庭の有無のどちらを重視するかという視点もあるが、保育所として保育需要を支えるという考えの中で、代替園庭でも、というような形で認可をさせていただいている。我々が代替園庭の園だけを選んでいるということではないことはご理解いただきたい。ただ、結果としてそうなっているというところの問題意識については、ご意見として承らせていただく。

(2) こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の認可について

事務局から資料の説明があった後、意見や質疑応答があった。

(永保委員) 資料5-2の表の見方を教えていただきたい。表の一番右端の職員配置の数字だが、例えば、下から二つ目21番の園は、これだと、定員1名に対して、職員が10名いるように見えるが、これはどういう読み方をすればよいのか。

(事務局) この人数は、関わっている人数を報告していただいている。例えば、専任でずっと1人いるというわけではなく、日によって変わって、配置される方もいるので、その方も含まれている。

(永保委員) でもそうすると、例えばすでに認可をされている1番の相模原みどり幼稚園は15人を5人で見ているというように少なく見える。おそらく、この表がまだ確定していないというか、まだ事業が整備されていないから、ちゃんとした表ができていないのかと思うが、専任の人数を書かないと意味がわからない。余裕活用型には、専任というのはむしろいないはずなので、そこはゼロになるようにしないと、この表

の意味がわからないと思うので、以後そのように作っていただければと思う。

二つ目は、これから認可をする一番上のでるて幼稚園は、今、2歳の定員をもって
いるか。

(事務局) 持っている。

(永保委員) 余裕活用型で間違いないか。では、その事業類型をもう少し聞くが、余裕活用型と一般型の在園児合同というのはきちんと区別されているか。

(事務局) 認可に当たっては、事前相談を必ずやっている。そこでどのような形態でこども誰でも通園事業を行っていくのかというのを聞いている。一般型の在園児合同型は、在園児の方と合同で見ているが、専用の職員は配置しなければいけないということをお伝えしているので、そこについては、確認している。

(永保委員) とすると、9番の星ヶ丘二葉園分園は、在園児合同であるが、職員9人となっている。これは専任が9人なわけではないということでしょうか。

(事務局) そのとおり。

(永保委員) そうするとよく分からない。

(事務局) 在園児の保育士さが、こども誰でも通園事業の子供を見ることができないので、こども誰でも通園事業専用の保育士さを配置するというのが、常勤の数字になっている。

(永保委員) 9番の星ヶ丘二葉園分園は常勤が9人いるということか。

(事務局) こちらも先ほどのものと同じで、日によって関わる職員が変わるということなので、表には9名と記載されている。

(永保委員) 9人の人が入れ代わり立ち代わりやれば9人になるってことであれば、数字の意味をなさない。会長、認可は何を見ればいいのか。

(中安会長) この資料を見て、皆さんの意見を出すというところが目的なので、皆さんが専門職の立場に立って、資料を見てきた感じのことや、今たくさんご意見いただいたように、この資料はおかしいのではないかとか、そういったところになってくと思う。こういった資料でないと認可のしようがないとかいうのは、ご意見を言ういただく必要があると思う。

(佐藤委員) それは、この1の資料5-1に当たるのではないか。そこに、いくつかの基準項目が書いてあって、その中で今、永保委員は、職員配置基準のことについて、意見を言われたということではないか。

(永保委員) もちろんそうだが、そもそもこの表の数値がちょっとおかしいのではないかという話と、当然、事前相談で、国基準は満たしている園がここに載ってきているわけで、その上で何を話せばいいのかということを確認したい。

(佐藤委員) 私もこの認可について云々ということとは思わないが、大前提として先ほどの園庭のことも、私は無いよりはあった方がいいと思うが、「保育の質」ということはマジックキーワードではなくて、やはりいくつか分類して考えないと行けない。保育の質において、園庭があったらいいというのは構造の質、これは建物のよう

なものだが、プラスそれに合わせて、プロセスの質というのがあって、どのようにそれを活用しているのかということがないと、ただ、園庭があればいいということではないと私は思っている。従って、もちろんあった方がいいと思うけれども、そうでなければ絶対駄目かというようには私は思っていない。

その上での議論であるが、認可について云々ではなく、それを今後どのように展開していくかということについて、この資料の5—1の、3の今後の取り組みについて少しお聞きしたい。施策の検討として、認可とあわせて適宜審議会のご意見を伺い、令和8年度から、給付制度の仕組み等を踏まえ、施設、施策の検討を進めますということであると思うが、ここについて行政としての戦略的なことはどのようになっていくのか。その中で私が思うには、先ほどの人数にしても、あとは親子通園を認めるかどうかというのもあると思う。これはなぜかという、この表を見ると、0、1、2の中で、2歳が非常に多いというふうに思う。戦略的にどう行政が考えていくのかというときに大事なのは、この研修等ということだと思っている。神尾委員が前回、この研修ということについて言われたと思うが、先ほど中安会長はやればいいというものではないということであったと思うので、どういう研修をしていくのか、もっと言えば、戦略的に研修プラス、それにモニタリングというか、研修を受けた人たちだけではなく、利用した人たちにどういう効果があったのかというのを、セットとして研修し、さらにそれを広報していくというようなことを3つセットにして、考えた方がいいのではないかと思う。そういう意味では、行政は、いわばこども家庭庁が行っているこのこども誰でも通園制度を、いかに実施していくかという主体でもあるが、それに対して、ただ、やりましたではなく、もっといい意見というか提案というか、私たちはこう言われたけれども、これについて、こういう研修も備えて、こういう結果があって、こういうようなことがさらにいえるんじゃないかというふうに、市はこども家庭庁の出先機関ではないので、市民に対して、こんな効果があるということ、戦略的に私たちはやっていますということまで提案するぐらいにやられたらいいんじゃないかと思う。

そこで、この研修等の内容まで私が踏み込む必要はないと思うが、先ほど2番目の、地域における子育て支援の充実についての2ページ目のところに、幾つかの大事な部分が出ていた。もちろん子供の権利と尊厳を守ることでもあるし、同時に、保護者、養育者のウェルビーイング、成長と支援を応援するということがあるし、相模原市として、相互連携及び協働してそういうことを作っていくということが謳われてると思うが、これも単なるマジックキーワードではなくて、それがきちんと達成できるように、行政としてプランニングし、モニタリングしていく必要があると思ったときに、研修でどのようなことをするか、ただやりましたというのではなくて、ここでこども誰でも通園制度を、市民のために、或いは保護者のためにうまくやっていくにはどういう研修をやった方がいいのかというのは、考えるべきであると思う。私は二つあると思っているが、一つは、最近の赤ちゃん研究は進んできていて、どん

なふうに0歳、1歳に対応していくのか、それが2歳に関わってくるということがわかってきている。社会的学習というもの、やっぱりロボットではできないものが、人間対人間の中でしかできないことがちゃんとある。例えばアイコンタクトを取るだとか、それから明示的サインというのだが、語りかけるときに、どんなふうに言うかということが、言葉だとかいろんな学習を進めていく、促進していくということがわかっていて。保護者はいろいろわからない部分もあると思うので、保護者としてどう対応していくのかということも、そこに関わる人は考えた方がいいと思う。これはさきほどの「保育の質」のことでもあると思うが、園庭があればいいというのではなくて、例えばそこで保護者がどう関わるのかということもちゃんとサポートしていかなければいけないと思う。この事業の中での、一つだと思うが、2012年だったか、乳児だけではないが、御茶ノ水女子大学が行った五カ国の読み書き、リテラシーに対して、経済的な格差が学力格差を生むのかという大規模な研究をやったが、それは結果的には、経済的な格差ではなくて、保護者、養育者がどう関わるのか、共有型の子育てをするのか、いわば強制型、これやりなさい、あれやりなさいという形なのか、保護者、養育者がどう関わるかによって大きく違うということが結果的には出ている。単に子育てだけではなくて、何が大事かということをもそこにいる人たちが認識しながら、それを一緒に、保護者に、子供に共有しながら伝えていくということをしなければこのこども誰でも通園制度の重要な部分は実現されないと思う。ただ預かりましょう、ということが、制度の目的ではないと思うので、そういう検証をいかに作って、それに対していかにモニタリングをしていくのか。その現場にいた人、或いは保護者がちょっとでもそういうことが感じられるのかどうかということを考えて、それをしっかり発信していくということが、重要である。そういう戦略を立てていかないと、単に国からおろされてることをやるということになってしまう。認可をどうかただだけではなくて、この施策の検討という意味で、その辺をやっぱり整合性がとれたというか、包括的なそういう政策を作られていくことが、本当に保育の質の高い相模原市を作っていくというふうに思う。認可についてではなくて、今後のこのことについて、意見というかどんなふうにしていくのかということが大事な政策であると思った。

(神尾委員) 人が人を育てていくってところで、ちょっといくつか質問したい。以前も申し上げたが、子育てがサービス化しないように、子供の育ちに視点を当てた、こども誰でも通園制度になって欲しいと思う。国の基準ではなく、相模原市として子育てを応援するために、子供の育ちをどう考えていくのかというところを大事にしながら、相模原市のルールができたら素敵だと思う。

そもそもだが、専用室独立型の園がすごく多くて、これはこども誰でも通園制度を利用する人たちのみがその部屋で過ごすという意味合いか。

(事務局) この専用室独立型は基本的にはこのこども誰でも通園制度のために、独立した部屋を創っていったものである。ただ、実際その部屋を使っている場合もあ

るが、いわゆる溶け込みという形で、他の園児一緒に遊ぶということもあろうかと思う。
(神尾委員) そうでなければ何かあんまりやる意味がないというか、大人と一対一の中で、学びはもちろんあると思うが、やはりその子供同士の育ち合いというのは0歳児からでも生じているので、専用独立の部屋で、保育者と一対一ってというのは、何かあまりよろしくないんじゃないかと思った。あと、食事がなしのところも結構あるが、これは弁当を持ってくるのか、そもそもお昼にかかる時間帯には預からないということか。

(事務局) お昼にかかる時間に預からないということである。

(神尾委員) 8時から6時の間の中で、お昼の時間帯には受け付けはしないということなのか。

(事務局) 受入れる時間がこの表に記載された時間帯であるため、昼にかかる時間は受けいれてない。

(神尾委員) 承知した。0歳児は、食べることも含めてかなり大きな学びかなと思っていて、離乳食に問題を抱えている相談も結構多いので、そういったところもなしにしてしまうと、とっかかりがないというように思う。例えば発達に課題のあるお子さんについて、なかなかうちの子、問題があるんですけどというような相談はしにくい、好き嫌いが多くですとか、食にまつわるところでの入口が、根拠はないが、経験上多いような気がしたもので、食事は小さければ小さいほど大事と思ったので意見をさせていただいた。

(事務局) 先ほどこの審議会で何を決めるかということについて、ご意見があったが、この基準自体を満たしているか満たしていないかという部分については、行政の方で確認をさせていただいている。ここで改めて基準をお示ししてクリアしている、していないというジャッジをしていただくというものではない。審議会については、その基準は満たしているが、あくまでも国の基準というのは最低基準という形になるため、さらに、受入環境の向上等の中で、こういったものがあるかといったところのご意見を伺うということである。

また、先ほど神尾委員から一つ目でいただいた異年齢保育の部分だが、りとせは、0歳から2歳児までと3・4・5歳で分けて、それぞれ内容を変えて異年齢保育をされているとのことである。

(宮崎委員) 2ページに、令和6年度と令和7年8月までの利用決定者の数が載っているが、6年度に利用した人は257人、今年の8月で登録は261人という見方でよいか。この事業を立ち上げる際に、2歳児の子育ての大変さを本当に感じていたので、預けたいという方が多いのではないかと考えていたが、数を見るとそれほど増えていない様に見える。

(事務局) その数字は利用決定者である。利用する方は利用の申し込みをしていただき、保育所等の利用の有無を確認させていただいた上で決定をするという形である。これは令和6年度中に決定をした人数と、令和7年の8月時点で決定をしている人

数である。

(宮崎委員) これは年度ごとに登録なのか。令和6年で終わったらまた7年度に新たにもう1回登録するのか。

(事務局) 基本的には年度、例えば年度変わって、改めて登録とかという形ではない。

(宮崎委員) ということは、現在、例えば令和7年8月時点で、利用者は足した数になる500人以上の方が登録してるという見方でよいか。緑区で84人だったのが、8月の時点では39人になっているが、減っているのか。

(事務局) そうではない。令和7年8月までに利用決定をした人数が261人、これには継続の人も含まれている。

(宮崎委員) 含まれてるということは、現状は261人で去年からあまり増えていないのではないか。

(事務局) まだ8月であり、9月10月と進むごとに、また利用決定者数は増えていくので、最終的にはもう少し増えるかと思う。

(宮崎委員) ということは、令和6年に申し込んだ方は84人いたが、今年の8月時点では変わってないということか。

(事務局) この制度を使える方は、3歳になるまでであるため、利用が終わってしまっている部分もある。

(宮崎委員) 承知した。この一覧表を園ごとに実際何人くらい登録しているかといった実績を入れた表にしていきたい。ホームページでPRはどうなっているか確認したが、利用した方が友人を通して広がっていないと感じる。さがプリコで申し込むということだが、申し込み時期であるが、状況を教えてほしい。

(事務局) まず申し込みについてはさがプリコでプッシュ型の配信ができるので、登録されている対象年齢の方に周知させていただいている。

(宮崎委員) チラシはあるのか。

(事務局) 今机の上に配ったチラシがある。基本的には保育所に通っていない方が通う制度になっていることから、保育園にはあまり配ってはいない。

先ほどご質問のあった利用人数、利用の申し込みについて、9月スタート分については、8月中の申し込みになるが、26人の方が申し込みをされている状況である。

(品川委員) この事業、利用したいという人がアプリで登録すれば、必ず利用の認定がおりるのか。それとも定員が五名のところは、最高何人までしか認められないとかそういう規定はあるか。

(事務局) 保育所を使っていないという利用の要件があるので、そちらを確認させていただいて、申し込まれた園の方に、こういう方が申し込まれてますということで照会をしている。利用の定員、時間帯、利用日とか空いてところで、園が利用者を決定している。

(品川委員) そうするともう、うちは多いから駄目だよという人も出てくることもあるか。

(事務局) そういうこともある

(品川委員) 例えば五名に対して何人まで、利用者がいていいとかそういう決まりはあるか。例えばみんなが 10 日使いたいというと、2 人の定員はすぐいっぱいになってしまうのではないか。

(事務局) 定員 2 名であれば、例えば同じ時間帯に、毎日実施すると週 5 日間で 10 人は受け入れが可能となる。

(永保委員) これ人数をこれから増やしたいとなったときに、事業類型の差が実は重要で、増やしたいのであれば専用独立型でやらないと増やせない。なぜかという、余裕活用型というのは定員がいっぱいだったらそもそもゼロにしかできないので、やっぱりこの利用者の人数を増やしたいのであれば、一般型を推進しないと、人数は増やせないという問題がある。ただ、一般型が難しいのは、そもそもこのこども誰でも通園制度というのは、空きがあったらどんどん入れてくださいよという余裕活用型から始まった仕組みなので、そこに新たな保育士はいらないという前提で、いろいろな単価とかが決まっている。一方で、一般型は、専用の先生をちゃんとその 0 歳は何人、1 歳は何人という、基準に適合する人数を別途配置しなければいけないので、これはなかなか国の今の補助単価ではちょっと賄えないという問題があって、それでも一般型が増えているのは、よく見ていただいたら幼稚園が貢献しているからである。幼稚園はもともと 3 歳の年少から入園するっていうものであったが、どの園でも 1 歳 2 歳の親支援というのはもともとやっている。それがこども誰でも通園制度と言われなかっただけで、もともとやっている、そのところをちょっと国の基準に、微調整して合わせて、数値として上げたので、この大きい数値、15 人とか 18 人とかはほぼ幼稚園の一般型の定員である。ずっと一緒に通っている子と、たまに来る子の関わりの中で育つとかということは、逆に難しくはなるけれども、そこはやっていないわけじゃなくて、そもそも、幼稚園は 0 歳と 1 歳の施設がないので定員を設けられないという問題もある。なので、定員の数をやしたいなら、幼稚園の既存の事業を、うまく適合させていって一般型として、進めていくということが、人数を増やす近道である。ただ、その一般型には先ほど申し上げたように、十分な費用負担がされないから、園が持ち出しでやるしかないという問題があって、そこが保育課と、ずっと我々が話していることである。なのでちょっとこの事業類型によって、必要な経費が違うので、そこもやはり検討していただけないと、この定員というのは増やしていけないかなというふうに思っている。きっと行政の方々みんなご存知だろうと思うが、改めて皆さんの前で仕組みの大きな問題点をお伝えしたい。

(神尾) 幼稚園が貢献してるという話だが、保育園側が貢献してないわけではなく、そもそも定員数めいっぱいその面積基準で定員を設けているので、余っている部屋がまずないというところで、なのでその余裕活用型を幾ら増やしても、利用できる人数は増えないだろうなというふうには、この表見ると一見思うが、でも実際、大野南地区以外は定員が減っているの、そういったところでその余裕活用型という名前

を使って、今定員が満たないところで、お子さんを受け入れているのではないかと思います。なのでこの余裕活用型が実際、どれくらい実績があるのかというところを出していただくと、貢献度が少し見えてくるのではないかと思います。

4 閉会

第2回相模原市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿

(令和7年4月10日～)

番号	氏名	役職・推薦団体	出欠
1	おおぬき 大貫 きみお 君夫	相模原市民生委員児童委員協議会	×
2	ささの 笹野 あき 章 お 央	相模原市社会福祉協議会	○
3	かみお 神尾 み 美 か 香子	相模原市私立保育園・認定こども園園長会	○
4	なが ほ たか 永 保 貴 あき 章	相模原市幼稚園・認定こども園協会	○
5	たがわ つぐ よ 田川 継 世	相模原市ひとり親家庭福祉協議会	○
6	さとう やす とみ 佐藤 康 富	東京家政大学教授	○
7	たけした まさゆき 竹下 昌之	相模女子大学専務理事	○
8	なかやす こう 中安 恆 た 太	和泉短期大学児童福祉学科教授	○
9	かまた ゆうこ 鎌田 裕子	相模原市立小学校長会（桂北小学校）	×
10	みやざき ふみ 宮崎 文 え 枝	相模原人権擁護委員協議会	○
11	しながわ よういち 品川 洋一	相模原市医師会	○
12	たじま としき 田島 敏樹	相模原市医師会	×

出席10名、欠席2名